|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準 | **「照明設備」管理標準（例）** | 整理番号：Ｓ－１ |
| 改訂： | 頁：1/1 |
| １．目的このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第４条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。２．適用範囲当事務所等に設置された照明設備に適用する。 |
| 項目 | 内　　　　容 | 判断基準番号 | 管理基準 | 参照マニュアル |
| 運転管理 | **１．日本工業規格Z9110(照度基準)又はZ9125(屋内作業場の照明基準)及びこれらに準ずる規格を参考に照度基準を設定し維持**①細かい視作業を行う事務室、設計室②事務室、会議室③応接室、玄関ホール④廊下、トイレ⑤休養室、倉庫**２．適宜調光を行い、過剰又は不要の照明を無くす**①窓側の照明は、別回路のｽｲｯﾁを設け、昼間は消灯②事務所は、昼休み、不在時は消灯③会議室、倉庫、書庫、ﾄｲﾚは使用時のみ点灯、常時は消灯 | (3)①ア | ・照度基準〇±〇［Lx］〇±〇［Lx］〇±〇［Lx］〇±〇［Lx］〇±〇［Lx］・不要時の消灯 | 運用管理マニュアル |
| 計測記録 | **１．照度の計測記録**①予め測定点を定めて照度を測定・記録②計測高さ（JIS\_C7612に準ずる高さ）室内は床上80±5cm机、作業台は上面または上面＋5cm以内通路は床上15cm以下とする**２．照明電力の計測記録**①フロア別、部門別の照明電力を計測し、記録②当工場の全消費電力量に占める照明電力量を把握 | (3)② | ・〇回/〇年・項目、頻度・項目、頻度 | 記録簿 |
| 保守点検 | **１．照明器具及び光源の清掃並びに光源の交換**①定期的にﾗﾝﾌﾟ、照明器具の清掃を行う②光源の交換は基準を決めて行う | (3)③ア | ・〇回/〇年・交換基準等を設定 | 保守点検マニュアル記録簿 |
| 新設措置 | **１．新設に当たっては、エネルギーの効率的利用方法を実施**①電子回路式安定器（ｲﾝﾊﾞｰﾀ）、蛍光灯(Hf蛍光ﾗﾝﾌﾟ)の採用を考慮②高輝度放電ランプ（HIDﾗﾝﾌﾟ）等省エネ型設備の採用を考慮**２．照明器具の選択**①清掃、光源の交換等についての保守性を考慮②照明器具の選択には、被照明場所への照射効率も考慮③照明設備に係る機器は、製造事業者等の判断の基準以上の効率のものの採用を考慮**３．昼光の利用、不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光**①昼光を利用できる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮②人体感知装置の設置、タイマーの利用、保安設備との連動等を考慮 | (3)④ア（ア）(3)④ア（イ）(3)④ア（ウ）(3)④ア（エ）(3)④イ(3)④ア（オ）(3)④ア（カ） |  |  |
| 改訂履歴 | 改訂年月日 | 改定内容 | 作成 | 承認 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 承認 |  | 照査 |  | 作成 |  | 実施年月日 |  |
| 制定年月日 |  |